

船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年2月5日 07時00分ごろ
発生場所	三重県志摩市大王埼南東方沖 大王埼灯台から真方位130° 5.4海里付近 （概位 北緯34° 13.1′ 東経136° 58.9′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{けんりょう} 健漁丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年2月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 健漁丸、7.16トン 243-37102三重、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力169.17kW、回転 数毎分2,200、6気筒、ボア115mm、使用燃料軽油、機関製 造日不詳、昭和57年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約6～7m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人6人を乗せ、大王埼南東方沖の釣り場に向け、約10～11ノットの対地速力で航行中、船長が機関室から白煙が出ているのを認め、主機を停止した。 船長は、機関室に入って主機を点検したところ、排気管付近から白煙の発生を認め、運航不能と判断して携帯電話で118番通報し、本船は、来援した巡視艇にえい航されて志摩市浜島港に到着した。 主機は、本インシデント後、修理されなかったため不具合の原因は、判明しなかった。 船長は、知人から船齢約39年の本船を令和3年8月ごろに譲り受け、月に平均して1回ほど使用し、主機の開放点検を行ったことはなかった。 主機の取扱説明書には、年間の運転時間が1,000時間の場合、5年ごとに開放点検を推奨する旨記載されていた。
分析	本船は、主機の開放点検が約1年半の間行われていない中、航行中、主機に不具合が生じ、運転できなくなり、運航不能となったものと考えられるが、主機の修理が行われず、主機が運転できなくなった状況を明らかにすることはできなかった。

原因	本インシデントは、本船が、主機の開放点検が約１年半の間行われていない中、航行中、主機に不具合が生じ、運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 中古の主機を譲り受けた船舶所有者は、主機を使用する前に、取扱説明書を熟読するとともに、開放点検を行うことが望ましい。